

議第97号

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例  
京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を次のように改正する。  
第10条前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市疏水の水の使用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要がある  
るので提案する。